

報道関係者各位

令和8年7月31日

加佐診療所職員（医師・所長）の懲戒処分について

令和8年6月18日付けでご報告しておりましたとおり、市立舞鶴市民病院加佐診療所に勤務する職員（医師・所長）が道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで警察に検挙されたことが判明しました。

本件は、公務に対する信頼を著しく失墜するものであり、地方公務員法第33条の規定に違反する行為であるため、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分しますので、ご報告いたします。

また、8月以降の加佐診療所の診療体制については、現在と変更ありません。

1. 処分対象職員

所属、職名：市立舞鶴市民病院 加佐診療所職員（医師・所長） 70歳代 男性
任用形態：会計年度任用職員

2. 対象事案

令和8年6月14日（日）午前6時頃、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで検挙されました。本件に伴う物損事故および人身事故は発生していません。

3. 懲戒処分内容

停職4ヶ月

4. 懲戒処分年月日

令和8年7月31日

5. その他

懲戒処分については、刑事処分の確定後に行うこととしておりましたが、当初予定していた1ヶ月を経過しても通知がなく、刑事処分の時期は確定できるものではないということを確認したこと、代診医師への引き継ぎ業務が一定目処がついたこと等を踏まえ、総合的に判断したものです。

